

建設業許可申請・変更等の手引



岐阜県県土整備部技術検査課

令和2年4月

この手引は岐阜県知事許可用に作成しています。

目 次

I	建設業許可制度の概要	1
II	許可の要件（法第 7 条・第 15 条）	3
1	経営業務の管理責任者	3
2	専任技術者	4
3	誠実性	6
4	財産的基礎等	7
III	欠格要件（法第 8 条、同法第 17 条（準用））	8
IV	許可申請の手続	10
1	申請区分と申請手数料	10
2	申請窓口	11
3	申請方法	11
4	申請に必要な書類（法定書類）	12
5	申請書類の入手方法	13
6	標準処理期間	13
V	許可を受けた後の手続	14
1	変更等の届出（法第 11 条）	14
2	廃業等の届出（法第 12 条）	14
3	許可の更新等	14
4	変更の届出に必要な書類（法定書類）	15
VI	申請・変更等に係る確認資料	17
VII	その他	21

（資料）

- 資料 1 「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」 [国土交通省]
- 資料 2 「営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧」 [国土交通省]
- 資料 3 「指定学科一覧」
- 資料 4 「一般建設業に係る実務経験要件の緩和」
- 資料 5 「個人情報の取扱いについて」

I 建設業許可制度の概要

○ 建設業法の目的

建設業法（以下「法」という。）は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

○ 建設業とは

「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

「建設工事」とは、土木建築に関する工事で次の29業種に区分されています。

建設工事の種類 (29 業種)	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事
--------------------	--

※ 業種区分については、資料1「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」をご確認下さい。

※ 「建設工事の請負契約」とは、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約をいいます。資材の納入、調査業務、運搬業務、除草、除雪などは、その内容自体が建設工事ではないので、建設工事の請負契約には該当しません。

○ 建設業の許可

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事(*)のみを行う場合を除いて、法第3条の規定に基づき、土木、建築など29の建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。

*「軽微な建設工事」は、下記の建設工事が該当します。

建築一式工事 → 工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事
又は延べ面積150m²未満の木造住宅工事

その他の建設工事 → 工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事

(注1) 請負代金の額は、工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となります。

(注2) 注文者が材料を提供する場合においては、その価格を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを請負代金の額とします。

(注3) 請負代金には消費税及び地方消費税の額を含みます。

○ 知事許可と大臣許可

建設業の許可は、1つの都道府県の区域内のみに営業所(*)を設けて営業しようとする場合はその区域を管轄する都道府県知事が、2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合は国土交通大臣が許可を行います。

岐阜県知事許可	岐阜県内のみに営業所を設置して建設業を営む者 (例：本店が岐阜市、支店が高山市にある者)
国土交通大臣許可 (中部地方整備局)	岐阜県内に主たる営業所を設置し、 他の都道府県にも営業所を設置して建設業を営む者 (例：本店が岐阜市、支店が名古屋市にある者)

- * 「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事業所をいいます。
- * 「常時請負契約を締結する事業所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為をする事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所の代表する者であるか否かを問いません。
- * 許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできません。

○ 許可の区分（一般建設業と特定建設業）

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています。

一般建設業	発注者から直接請け負う1件の建設工事(元請工事)につき、 総額4,000万円(建築一式工事は6,000万円)以上の下請契約を締結することができません。
特定建設業	発注者から直接請け負う1件の建設工事(元請工事)につき、 総額4,000万円(建築一式工事は6,000万円)以上の下請契約を締結することができます。

- ※ 発注者、注文者からの受注金額には制限はありません。
- ※ 発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、元請負人が4,000万円（建築一式工事にあつては6,000万円）以上の工事を下請施工させようとする時の4,000万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。
- ※ 1つの建設業者が、同一の業種について一般建設業と特定建設業の両方の許可を受けることはできません。

○ 許可の有効期間

建設業許可の有効期間は、5年間です。

- ※ 5年ごとに更新を受けなければ許可は失効します。
- ※ 許可の更新手続中であれば、有効期間満了後であっても許可又は不許可の処分がなされるまでは、従前の許可が有効です。

Ⅱ 許可の要件（法第7条・第15条）

建設業の許可を受けるためには、次の4つの要件をすべて満たさなければなりません。

1 経營業務の管理責任者

許可を受けようとする者が法人である場合には役員のうち常勤であるものの1人が、個人である場合には本人又は支配人のうちの1人が次のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 許可を受けようとする建設業（業種）に関し、経營業務の管理責任者として5年以上の経験を有する者
- (2) 許可を受けようとする建設業に関し、経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて次のいずれかの経験を有する者
 - ① 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験
 - ② 6年以上経營業務を補佐した経験
- (3) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、次のいずれかの経験を6年以上有する者
 - ① 経營業務の管理責任者としての経験
 - ② 経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から経營業務の執行に関して具体的な権限移譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験

(注1) 「役員」とは、持分会社の業務を執行する社員、株式会社の取締役、指名委員会等設置会社の執行役、又はこれらに準ずる者をいいます。「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等をいいます。

(注2) 「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当します。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しません。

なお、「役員」には、「これらに準ずるもの」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。

(注3) 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいいます。

(注4) 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

※ (2) ①②、(3) ②の詳細については、「岐阜県知事許可に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」を確認のうえ、申請窓口の土木事務所にご相談下さい。

2 専任技術者

許可を受けようとする建設業（業種）に関して、営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有した常勤の者を専任で配置することが必要です。

【営業所の専任技術者となり得る技術資格要件】

一般建設業（法第7条第2号）	
イ 指定学科卒業 + 実務経験	許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、 ① 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に一定の学科を修めたもの ② 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に規則第1条に規定する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称するもの ③ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に規則第1条に規定する学科を修めた者 ④ 旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で一定の学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で一定の学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
ロ 実務経験 10 年以上	
ハ 国家資格者等（1 級、2 級資格者）	
特定建設業（法第15条第2号）	
イ 国家資格者	・建設業法及び建築士法による技術者（1 級資格者） ・技術士法による資格者
元請 4,500 万円以上の工事について	+ 法第7条第2号 イ [指定学科卒業 + 実務経験]
ロ 指導監督の実務経験 2 年以上	+ 法第7条第2号 ロ [実務経験 10 年以上]
【指定建設業(*)を除く】	+ 法第7条第2号 ハ [国家資格者等（2 級資格者）]
ハ 大臣特認（同号イと同等以上）	
ハ 大臣特認（同号ロと同等以上）	【指定建設業を除く】

*「指定建設業」とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業をいいます。

営業所専任技術者となり得る国家資格等、指定学科については下記をご確認ください。

- ・資料2「営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧」
- ・資料3「指定学科一覧（建設業法施行規則第1条）」

- ※ 技術資格要件を満たしていれば、1人で複数業種の専任技術者を兼務できます。
- ※ 経營業務の管理責任者が専任技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って兼務ができます。

※ 営業所の専任技術者は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。
下記の要件をすべて満たす場合に限り、例外的に主任技術者になることができます。

- ① 工事現場への専任を要する工事（*）でないこと
- ② 当該営業所において請負契約が締結された工事であること
- ③ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること
- ④ 当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること

* 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負代金が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上のもの【民間工事、下請工事であっても適用されます。】

（注 1）「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行います。

次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とは認められません。

- ・住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ・他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ・建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ・他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

（注 2）「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱います。

実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間です。なお、経験期間が重複しているものにあつては原則として二重に計算しませんが、平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成 28 年 6 月 1 日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できます。

電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入できます。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。「建設リサイクル法」という。）施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入できます。

技術的な共通性の強い業種間での実務経験年数の振替については、資料 4「一般建設業に係る実務経験要件（建設業法第 7 条第 2 号ロ）の緩和」をご確認下さい。

（注 3）「指導監督的実務経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が 4,500 万円（昭和 59 年 10 月 1 日前の経験にあつては 1,500 万円、昭和 59 年 10 月 1 日以降平成 6 年 12 月 28 日前の経験にあつては 3,000 万円）以上であるものに関して、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

なお、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含みません。

3 誠実性

申請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等をいう。以下同じ。）又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

申請者が個人である場合においては、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

（注1）「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。

（注2）申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱います。

（注3）許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注1に該当する行為をした事実が確知された場合又は注2のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱います。

4 財産的基礎等

倒産することが明白である場合を除き、申請者が建設業の請負契約を履行するに足りる以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

○一般建設業（法第7条第4号）

次のいずれかに該当すること。

- ① 自己資本の額が500万円以上である者
- ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者
- ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

（注1）「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

（注2）この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により行います。

（注3）「500万円以上の資金を調達する能力」については、申請者の取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書（証明基準日が申請直前1か月以内のもの）により確認します。

○特定建設業（法第15条第3号）

次のすべてに該当すること

- ① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと
- ② 流動比率が75%以上であること
- ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

（注1）「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。

「資本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあつては期首資本金をいいます。

「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

（注2）この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により行います。

【資本金についてのみ適用】当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日まで増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関するこの基準を満たしているものとして取り扱います。

Ⅲ 欠格要件（法第 8 条、同法第 17 条（準用））

許可申請者やその役員若しくは令第 3 条に規定する使用人が次の第一号から第十四号までのいずれか（許可の更新を受けようとする場合は、第一号又は第七号から第十四号までのいずれか）に該当する場合、また、許可申請書又はその添付書類中に虚偽の記載があった場合や重要な事実に関する記載が欠けている場合、許可は受けられません。

【建設業法第 8 条】

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 第二十九条第一項第七号又は第八号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
- 三 第二十九条第一項第七号又は第八号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 四 前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 許可を受けようとする建設業について第二十九条の四の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- 七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十四号において「暴力団員等」という。）
- 十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに第一号から第四号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
- 十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者

についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

十三 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

【建設業法施行令】

（法第8条第8号の法令の規定）

第3条の2 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項又は第十項前段（これらの規定を同法第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第九十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）
- 二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十四条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第二十六条
- 三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者に係る同法第九十一条
- 四 景観法（平成十六年法律第百十号）第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第百一条
- 五 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五条の規定に違反した者に係る同法第百十七条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。）第四十四条の規定により適用される場合を含む。第七条の三第三号において同じ。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第六条の規定に違反した者に係る同法第百十八条第一項
- 六 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十四条の規定に違反した者に係る同法第六十四条
- 七 労働者派遣法第四条第一項の規定に違反した者に係る労働者派遣法第五十九条

Ⅳ 許可申請の手続

1 申請区分と申請手数料

建設業許可の申請区分ごとの手数料は、下記のとおりです。

なお、一般建設業と特定建設業を同時に1つの申請書で申請することや、更新の申請時に有効期間が残っている（許可日が異なる）業種の許可日を一本化することもできます。

[]は、一般と特定の両方を申請する場合の手数料

申請区分	内 容	申請手数料(円)
1 新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない場合	9 万 [18 万]
2 許可換新規	営業所の新設、廃止、移転等により、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対して新たに許可を申請する場合 1. 国土交通大臣許可 → 岐阜県知事許可 2. 他都道府県知事許可 → 岐阜県知事許可	9 万 [18 万]
3 般・特新規	1. 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合 2. 特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合 (*)	9 万
4 業種追加	1. 一般建設業の許可を受けている者が、他の業種について一般建設業の許可を申請する場合 2. 特定建設業の許可を受けている者が、他の業種について特定建設業の許可を申請する場合	5 万 [10 万]
5 更新	既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合	5 万 [10 万]
6 般・特新規 + 業種追加	「般・特新規」と「業種追加」を同時に申請する場合	14 万
7 般・特新規 + 更新	「般・特新規」と「更新」を同時に申請する場合	14 万
8 業種追加 + 更新	「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合	10 万 [15 万・20 万]
9 般・特新規 + 業種追加 + 更新	「般・特新規」「業種追加」「更新」を同時に申請する場合	19 万

* 許可を受けている特定建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、当該特定建設業を廃業し、般・特新規として申請することとなります。

特定建設業の許可を受けている者が、特定建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業した後、新たに一般建設業の許可を申請することとなります。（新規許可申請となります。）

「更新」申請は、有効期間満了日の3か月～30日前までに行ってください。
(同時に「般・特新規」「業種追加」を行う場合は2か月前までに申請して下さい。)

○許可申請手数料の納入方法

「岐阜県収入証紙納付書」の所定欄に「岐阜県収入証紙」を貼付して下さい。

※ 申請を取下げた場合も、納入された手数料は、返還しません。

2 申請窓口

岐阜県知事許可の申請窓口は、主たる営業所（本店等）の所在地を管轄する土木事務所の総務課管理調整係又は契約係です。

主たる営業所の所在地	申請窓口	郵便番号/住所	TEL(代表)
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡	岐阜土木事務所	500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館第 1 棟 8 階	058-214-9525
大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡	大垣土木事務所	503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111
揖斐郡	揖斐土木事務所	501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎	0585-23-1111
関市、美濃市	美濃土木事務所	501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011
郡上市	郡上土木事務所	501-4292 郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎	0575-67-1111
美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡	可茂土木事務所	505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111
多治見市、瑞浪市、土岐市	多治見土木事務所	507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111
恵那市、中津川市	恵那土木事務所	509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111
下呂市	下呂土木事務所	509-2592 下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎	0576-52-3111
高山市（国府町、上宝町及び奥飛騨温泉郷の区域を除く）、大野郡	高山土木事務所	506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111
高山市（国府町、上宝町及び奥飛騨温泉郷の区域）、飛騨市	古川土木事務所	509-4263 飛騨市古川町上野 617-1	0577-73-2911

3 申請方法

申請書類の提出及び許可通知書等の交付は、窓口での手渡しにより行います。

※ 郵送でのやりとりは原則として認めておりません。郵送を希望する場合は、あらかじめ提出先の土木事務所までお問い合わせ下さい。

なお、郵送の場合は返信用封筒を同封して下さい。

（送付時、返信時とも、書留、レターパック等の配達状況が確実にわかる方法として下さい）

4 申請に必要な書類（法定書類）

申請には申請書（法定書類）と確認資料が必要です。

■ 申請書 [正本 1 部、副本 2 部（申請者返却用 1 部・閲覧用 1 部）]

「添 付」欄：★正本及び副本のうち 1 部（申請者返却用）にのみ添付

「申請区分」欄：○必須書類、●該当する場合に提出、◎いずれかを提出、
△変更がない場合は省略可

			申請区分					備 考
添付	様式番号	申請書及び添付書類	新規		般特	業種	更新	
			法人	個人	新規	追加		
	第 1 号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	個人は不要
		別紙 1 役員等の一覧表	○		○	○	○	
		別紙 2 (1) 営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○		
		別紙 2 (2) 営業所一覧表(更新)					○	
		別紙 4 専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	
★	岐阜県様式	岐阜県収入証紙納付書	○	○	○	○	○	
	第 2 号	工事経歴書	○	○	○	○		
	第 3 号	直前 3 年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○		
	第 4 号	使用人数	○	○	○	○		
	第 6 号	誓約書	○	○	○	○	○	
★	法務局	*登記されていないことの証明書 ⁽¹⁾	◎	◎	◎	◎	◎	p.13 参照 (1)及び(2)又は(3)の いずれかを提出
★	本籍市町村	*身分証明書 ⁽²⁾						
★	診断書	*医師の診断書 ⁽³⁾						
★	第 7 号	経營業務の管理責任者証明書	○	○	○	○	○	
		別紙 経營業務の管理責任者の略歴書	○	○	○	○	○	
★	第 8 号	専任技術者証明書（新規・変更）	○	○	○	○		
★		技術検定合格証明書等の資格証明書(写)	○	○	○	○		8 号又は 11 号の 2 に 記載した技術者の該 当資格の書類を添付 (削除時は不要)
★		卒業証明書(写)						
★	第 9 号	実務経験証明書						
★		監理技術者資格者証(写)						
★	第 10 号	指導監督の実務経験証明書						
	第 11 号	令 3 条使用人の一覧表	●	●	●	●	●	支店がある場合等
★	第 12 号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	経管者は不要
★	第 13 号	令 3 条使用人の住所、生年月日等に関する調書	●	●	●	●	●	12 号提出者は不要
		定款	○		△	△	△	原本証明が必要
★	第 14 号	株主(出資者)調書	○				△	
	第 15 号	貸借対照表	○					
	第 16 号	損益計算書	○					
	第 17 号	株主資本等変動計算書	○					
	第 17 号の 2	注記表	○					
	第 17 号の 3	附属明細表 ← 資本金1億又は負債 200 億円以上の株式会社のみ	●					
	第 18 号	貸借対照表		○				
	第 19 号	損益計算書		○				
★	県税事務所	*納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	○	○				法人又は個人事業税
★	法務局	*登記事項証明書（商業登記簿謄本）	○	●	△	△	△	
	第 20 号	営業の沿革	○	○			○	
	第 20 号の 2	所属建設業者団体	○	○			△	
	第 20 号の 3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	
	第 20 号の 4	主要取引金融機関名	○	○			△	

* の書類は申請日の直前 3 か月以内に発行されたものを添付して下さい。（副本は写しで可）

○建設業法第8条第10号に該当しないことを証明する書類

法人の役員、個人事業主及び令第3条に規定する使用人について必要。

※ 相談役及び顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、提出不要

以下の(1)又は(2)の書類を提出して下さい。

(1) 登記されていないことの証明書及び身分証明書

○ 登記されていないことの証明書

【岐阜県内の窓口申請】

岐阜地方方法務局 戸籍課 ※ 支所・出張所では申請できません

岐阜市金竜町5-1 岐阜合同庁舎内 TEL: 058-245-3225

【郵送による申請】

東京法務局 民事行政部後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

TEL: 03-5213-1360 (ダイヤルイン)、03-5213-1234 (代表)

(参考) 東京法務局: 登記されていないことの証明書の説明及び請求方法

http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

○ 身分証明書

成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、
また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

本籍地の市町村(戸籍事務担当課)に申請して下さい。 ※ 外国籍の方は添付不要

(2) 医師の診断書

契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

医師に作成を依頼して下さい。

診断書作成例は、申請書類等の様式(下記5)をご覧ください。

■ 確認資料 [1部]

確認資料を申請書と別綴じて1部提出して下さい。

申請区分ごとに必要な確認資料については、p.17「VI 申請・変更等に係る確認資料」をご確認下さい。

5 申請書類の入手方法

■ 申請書等の様式

【ファイルダウンロード】

岐阜県公式ホームページの下記ページからダウンロードできます。

トップ > 社会基盤 > 県土・都市整備 > 建設業・入札制度関係 > 建設業許可 様式等ダウンロード

http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/DL_kyoka.html

【用紙購入】

(一社) 岐阜県建設業協会にて用紙を購入することができます。

〒500-8502 岐阜市藪田東1丁目2番2号 建設会館2F 労働課

TEL: 058-273-3344 FAX: 058-273-3138

6 標準処理期間

土木事務所に書類提出後、おおむね50日程度(休日は含まない)

* 上記の期間は、適正な申請を前提としており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含みません。また、適正な申請がなされていても、審査のため、申請者に必要な資料の提供等を求めているから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含みません。

V 許可を受けた後の手続

1 変更等の届出（法第 11 条）

許可を受けた後、許可申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じたとき、事業年度を終了したときなどは、その旨の変更届出書を許可行政庁に提出しなければなりません。

※ 変更等の届出窓口は、許可申請を行った土木事務所です。

変更事由	提出期限
1 経營業務の管理責任者を変更したとき 2 専任技術者を変更したとき 3 令第 3 条に規定する使用人（支店長、営業所長）を変更したとき 4 経營業務の管理責任者又は専任技術者が欠けたとき 5 欠格要件(法第 8 条第 1、7～13 号)に該当することになったとき	事実の発生から 2 週間以内
6 商号又は名称を変更したとき 7 営業所の新設をしたとき 8 既存の営業所の名称、所在地又は業種等を変更したとき 9 法人の資本金額（又は出資総額）に変更があったとき 10 法人の役員等に変更があったとき 11 個人の事業主又は支配人に変更があったとき	事実の発生から 30 日以内
12 事業年度（決算期）を経過したとき [事業年度終了届] 13 使用人数に変更があった場合 14 令第 3 条に規定する使用人の一覧表に変更があった場合 15 定款に変更があった場合 16 健康保険等の加入状況に変更があった場合	毎事業年度終了後 4 か月以内

2 廃業等の届出（法第 12 条）

許可を受けた建設業を廃止等した場合は、30 日以内に許可行政庁へ廃業届を提出しなければなりません。

※ 廃業届に基づき、建設業許可の取消し（法第 29 条第 1 項第 4 号）が行われます。

廃業等の届出事由	届出をすべき者
許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	相続人
法人が合併により消滅したとき	役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	清算人
許可を受けた建設業の全部又は一部を廃止したとき	法人－法人の役員 / 個人－本人

3 許可の更新等

建設業許可の有効期間は 5 年です。継続して建設業を営もうとする場合は、期間が満了するまでに許可の更新申請が必要です。

また、同一区分内で新たな業種の許可を取得する場合（業種追加）、一般建設業の許可を特定建設業に変更する場合（般・特新規）、営業所所在地の変更等により許可行政庁が変更となる場合（許可換え）については、許可の申請が必要です。

4 変更の届出に必要な書類（法定書類）

（１）変更届出書

届出には変更届出書（法定書類）３部（正本１部、副本２部）と確認資料１部が必要です。

「添付」欄：★正本及び副本のうち１部（申請者返却用）にのみ添付 ／ 「届出区分」欄：○必須書類、●該当する場合に提出、◎いずれかを提出、△変更がない場合は省略可

届出区分ごとに必要な確認資料については、p.17「Ⅵ 申請・変更等に係る確認資料」をご確認ください。

添付	様式番号	変更届出書及び添付書類	経営業務管理責任者	専任技術者	令３条の使用人支配人	経営者専任技術者の不在	欠格要件該当	営業所		商号名称組織変更	資本金	役員等		国家資格者等	備 考
								新設	所在地業種の変更等			新規追加	変更退任		
	第 22 号の 2	変更届出書(第一面)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
		〃 (第二面)						○	○						
	第 1 号	申請書 別紙 1 役員等の一覧表										○	○		個人は不要
		申請書 別紙 4 専任技術者一覧表		○				○							
	第 6 号	誓約書			○			○				○			
★	法務局	*登記されていないことの証明書 ⁽¹⁾													p.13 参照 (1)及び(2)又は(3)の いずれかを提出
★	本籍市町村	*身分証明書 ⁽²⁾			◎			◎				◎			
★	診断書	*医師の診断書 ⁽³⁾			◎			◎				◎			
★	第 7 号	経営業務の管理責任者証明書	○												
		別紙 経営業務の管理責任者の略歴書	○												
★	第 8 号	専任技術者証明書（新規・変更）		○				○	△						
★		技術検定合格証明書等の資格証明書(写)													8 号又は 11 号の 2 に 記載した技術者の該 当資格の書類を添付 (削除時は不要)
★		卒業証明書(写)													
★	第 9 号	実務経験証明書		○				○	△					○	
★		監理技術者資格者証(写)													
★	第 10 号	指導監督的実務経験証明書													
	第 11 号	令 3 条使用人の一覧表			○			○							支店がある場合等
★	第 12 号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調査										○			
★	第 13 号	令 3 条使用人の住所、生年月日等に関する調査			○			○							12 号提出者は不要
★	第 14 号	株主(出資者)調査									○	△	△		
★	法務局	*登記事項証明書（商業登記簿謄本）			●			△	△	○	○	○	○		
★	第 22 号の 3	届出書				○	○								
★		*戸籍抄本又は住民票抄本	△	△	△								△	△	氏名の変更の場合
		確認資料	○	○	○			○	●			○			

* の書類は申請日の直前３か月以内に発行されたものを添付して下さい。（副本は写しで可）

(2) 廃業届

第22号の4「廃業届」を2部（正本1部、副本1部）提出して下さい。

※一部廃業の場合の同時提出書類

○廃業する業種を担当していた専任技術者について、①又は②のいずれかを添付して下さい。

① 引き続き専任技術者となる場合（他の業種を担当等）

→ 様式第8号 専任技術者証明書 及び 様式第22号の2 変更届出書

② 専任技術者でなくなる場合（退職等）

→ 様式第22号の2 変更届出書 及び 様式第22号の3 届出書

* 削除と同時に国家資格者等として追加する場合は、様式第11号の2も添付

○「従たる営業所」がある場合

廃業する業種が「従たる営業所」の営業業種であった場合は、

「様式第22号の2 変更届出書(第一面)及び(第二面)」を提出して下さい。

(3) 事業年度終了届

届出には「事業年度終了届用」変更届出書（法定書類）3部が必要です。

※ 国家資格者等・監理技術者一覧表の記載技術者に変更があった場合

健康保険等の加入状況に変更があった場合 は確認資料1部も必要です。

「添付」欄：★正本及び副本のうち1部（申請者返却用）にのみ添付

「届出区分」欄：○必須書類、●該当する場合に提出、△変更がない場合は省略可

添付	様式番号	変更届出書及び添付書類	届出区分		確認資料	備考
			法人	個人		
		[事業年度終了届用]変更届出書	○	○		
	第2号	工事経歴書	○	○		
	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○		
	第15号	貸借対照表	○			
	第16号	損益計算書	○			
	第17号	株主資本等変動計算書	○			
	第17号の2	注記表	○			
	第17号の3	附属明細表	●			資本金1億又は負債200億円以上の株式会社のみ添付
		事業報告書	○			株式会社のみ添付
	第18号	貸借対照表		○		
	第19号	損益計算書		○		
★	県税事務所	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	○	○		法人又は個人事業税
	第4号	使用人数	△	△		
	第11号	令3条使用人の一覧表	△	△		支店がある場合等
★		技術検定合格証明書等の資格証明書(写)	△	△	△	11号の2に記載した技術者の該当資格の書類を添付（削除時は不要）
★		卒業証明書(写)				
★	第9号	実務経験証明書				
★		監理技術者資格者証(写)				
★	第10号	指導監督の実務経験証明書				
		定款	△			原本証明が必要
	第20号の3	健康保険等の加入状況	△	△	△	

Ⅵ 申請・変更等に係る確認資料

岐阜県知事への建設業許可の申請・変更等の届出に際しては、
以下の確認資料を申請書等（法定書類）と別綴じて1部提出して下さい。
なお、下記資料で確認ができないときは、他の資料を提出していただく場合もあります。

申請等区分別 確認事項一覧 ○必須書類、●該当する場合に提出、△変更がない場合は省略可

申請・届出区分 確認事項	許可申請				変更届出							廃業 届
	新規	般・特 新規	業種 追加	更新	営業所 新設等	経営者	専任 技術者	令3条 使用人	新任 役員等	国家資 格者等	事業年 度終了	
1 申請書記載事項		○	○	○								
2 役員等確認表	○	○		○	○			○	○			
3 営業所要件(本店・支店)	○				○							
4 常勤性	○	○	○	○	○	○	○*2					
5 資格・経験等												
(1) 経營業務の管理責任者	○	○	○			○						
(2) 専任技術者	○	○	○	△*3	○		○					
6 一般建設業許可の 財産的基礎	○	△*5	△*5									
7 健康保険等の加入状況	○	○	○	○							△	
8 法人番号 *6	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
9 廃業理由												△*7

*2 技術者資格の変更のみの場合については、省略可

*3 大臣特認等の有効期限がある資格の場合のみ提出要（監理技術者資格者証は提出不要）

*5 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する場合は省略可

*6 平成28年11月1日以降に初めて書類を提出する場合に添付

*7 廃業理由が「(5)許可を受けた建設業を廃止したため」以外の場合に添付

1 申請書記載事項(申請者氏名等)の確認【法人のみ】

商業登記簿謄本(発行後3か月以内のもの。写し可。)

2 役員等確認表

役員等(申請書 別紙一に記載した者)、令第3条に規定する使用人、個人事業主及び支配人について、役員等確認表に記入し、提出して下さい。（新任の役員等の届出の場合は、該当者のみ記載して下さい。）

3 営業所要件の確認（本店及び支店）

(1) 営業所の写真

営業所の全景(看板・表札等を含む)、入口、内部(什器・電話)、許可票(新規を除く)が確認できるもの(看板・表札・許可票は、記載内容が判読できるように撮影して下さい。)

(2) 営業所の所有状況の確認

営業所を使用する権原を確認するために、当該営業所が自社(自己)所有又は賃貸借等であることの別を(1)の写真に併せて明記して下さい。

4 「経營業務の管理責任者」「専任技術者」の常勤性の確認

○法人の場合

健康保険被保険者証の写し

- * 新規採用者は、受付印のある資格取得届も可。
- * 健康保険の適用除外を受けて建設国保に加入している場合（厚生年金のみ適用）は、国民健康保険被保険者証及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準決定通知書の写しを提出して下さい。

○個人事業者の場合

① 事業主本人

国民健康保険被保険者証の写し

② 常時5人以上の従業員を使用する事業所（社会保険強制適用事業所）の従業員

ア 事業主の家族である従業員（社会保険の適用除外である場合に限りです。）

国民健康保険被保険者証の写し、申請直前3か月分の給与台帳及び出勤簿の写し

イ 上記以外の従業員

上記「法人の場合」と同じ

③ 常時使用する従業員が5人未満の事業所に勤務する従業員

国民健康保険被保険者証の写し、申請直前3か月分の給与台帳及び出勤簿の写し

○上記で確認できない場合（下記のいずれかの写し）

- ・ 出向者：健康保険被保険者証、出向辞令書等及び出向先での勤務状況が確認できる書類
- ・ 従業員：国民健康保険被保険者証、申請直前3か月分の賃金台帳及び出勤簿
 - * 新規採用者の場合は、申請時には雇用契約書を提出し、1か月後に出勤簿及び給与支払が確認できる資料を提出して下さい。
- ・ 専従者：国民健康保険被保険者証及び直近の確定申告書（専従者の欄に記載のあるもの）
- ・ 役員：国民健康保険被保険者証及び直近の確定申告書（表紙及び役員報酬内訳）
- ・ 後期高齢者等（75歳以上の方）：厚生年金保険70歳以上被用者該当届 等

5 資格・経験等の確認

（1）「経營業務管理責任者」としての経験の確認

経營業務の管理責任者証明書に記載した「経験年数」のうち5年間（他業種の経験の場合6年間）について経験（地位、年数、業種等）の確認のため、下記資料を提出して下さい。

下記資料で業種が確認できない場合、契約書又は注文書の写し等工事請負の実態及び業種がわかるものを提出していただきます。

- ・ 提出は、対象期間において各年1件以上
- ・ 契約当事者双方の合意に基づいて作成されたことが証明できる書類（見積書、請求書等に発注者の証明があるものを含む。）は確認資料として認める。

○法人の常勤役員の経験

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

○個人事業主の経験

対象期間分の所得税の確定申告書の写し

- * 原則、税務署の受付印のあるもの

- * 電子申告の場合は、申請、受信通知画面を印刷したもの等、適正に受付されたことがわかるものを添付

○令第3条に規定する使用人の経験

行政庁の受付印がある許可申請書、変更届出書の写し

- ※ 過去に建設業許可業者において経營業務管理責任者を務めていた方について、その当時の許可申請書類を確認資料としたい場合には、個別にご相談下さい。
- ※ 経營業務の管理責任者の補佐経験（許可を受けようとする業種に限る）、経營業務の管理責任者に準ずる地位としての経験に関する確認資料については、個別にご相談下さい。

(2)「専任技術者」の資格の確認

○国家資格者の場合

合格証明書、免許証等の写しを申請書等に添付するとともに、原本を提示して下さい。

- * 実務経験が必要な資格は、「実務経験証明書」も申請書等への添付が必要です。
- * 「電気工事士免状（第1種、第2種）」、「消防設備士免状（甲・乙）」及び「監理技術者資格者証」については、原本証明をした写しを提出して下さい（原本の提示は不要）。

○実務経験の場合

「実務経験証明書(様式第9号)」を申請書等に添付するとともに、下記資料を提出して下さい。

- ※ 実務経験期間の重複は認められません。法第7条第2号ロ該当の場合、1業種ごとに10年の実務経験が必要です。（2業種の場合 20年）

① 実務経験内容を確認できる資料

「実務経験証明書」において、業種の確認が困難な場合等については、契約書又は注文書の写し等工事請負の実態及び業種がわかるものを提出していただきます。

- ※ 契約当事者双方の合意に基づいて作成されたことが証明できる書類（見積書、請求書等に発注者の証明があるものを含む。）は確認資料として認める。

② 指定学科の卒業証明書（法第7条2号イの場合）

- * 卒業証明書の場合は、原本を申請書等に添付して下さい。
- * 卒業証書の場合は、写しを申請書等に添付するとともに、原本を提示して下さい。

○指導監督的実務経験の場合（特定建設業 法第15条第2号ロ該当）

「指導監督的実務経験証明書(様式第10号)」及び国家資格者証の写し等を申請書に添付するとともに、「指導監督的実務経験証明書」に記載した全ての工事に係る契約書又は注文書等の写しを添付して下さい。

○大臣特認の場合（特定建設業 法第15条第2号ハ該当）

国土交通大臣の認定書（現在有効なもの）の写しを申請書等に添付するとともに、原本を提示して下さい。

- ※ 過去に建設業許可業者において専任技術者を務めていた方について、その当時の許可申請書を確認資料としたい場合には、個別にご相談下さい。

6 一般建設業許可の財産的基礎の確認 [新規申請、般特新規、業種追加の場合]

申請時の直前決算期における貸借対照表において、自己資本の額が500万円未満の場合は、申請者の取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書の原本を提出して下さい。

- * 証明書記載の証明基準日（発行日でない）が申請直前1か月以内のものを提出
- * 申請の直前決算期における貸借対照表で自己資本の額が500万円以上の場合は省略可
- * 特定建設業については、財務諸表により確認を行うため確認資料は不要

7 健康保険等の加入状況の確認

（１）社会保険（健康保険・厚生年金保険）関係

下記のいずれか（直近のもの）を提出して下さい。

- ① 領収証書の写し
- ② 社会保険料納入証明書の写し
- ③ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認通知書又は被保険者標準報酬決定通知書の写し
 - * 健康保険の適用除外を受けて建設国保に加入している場合は、健康保険の適用除外承認書の写し又は適用除外承認証明書又は国保組合の加入証明書を提出して下さい。
なおその場合も、厚生年金保険については上記①②③いずれかの提出が必要です。

（２）雇用保険関係

下記のいずれか（直近のもの）を提出して下さい。

- ① 労働保険概算・確定保険料申告書の写し及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し
- ② 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

8 法人番号の確認

国税庁から送付された「法人番号指定通知書」の写し又は「国税庁法人番号公表サイトの法人情報の画面を印刷したもの」を提出して下さい。

国税庁法人番号公表サイト <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

9 廃業理由の確認

廃業等の理由が「(5)許可を受けた建設業を廃止したため」以外については、下記資料（写し可）を提出して下さい。

○許可に係る建設業者（個人事業主）が死亡した場合

「戸籍謄本（除籍謄本）」又はその他死亡年月日及び届出者が建設業者の相続人であることが確認できる書類

○法人が合併により消滅した場合

「登記事項証明書」又はその他合併により法人が消滅したことが確認できる書類

○法人が破産手続開始の決定により解散した場合

「破産手続開始通知書」、「官報」又はその他破産手続開始が決定したことが確認できる書類のいずれか

○法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合

「登記事項証明書」

Ⅶ その他

○ 許可証明書の交付について

入札参加資格申請等において、現に建設業の許可を有していることを証明する必要がある場合、変更後の内容（商号、代表者等）について証明が必要な場合に申請して下さい。

※ 許可通知書の再発行はできません。

申請窓口	主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所
交付手数料	一通につき 350円
申請方法	「建設業許可証明申請書」の所定欄に「岐阜県収入証紙」を貼付し、申請窓口へ提出して下さい。 * 郵送の場合は、返信用封筒を同封して下さい。

○ 建設業者提出書類の閲覧（法第13条）

岐阜県では、岐阜県知事許可業者が建設業法の規定に基づいて提出した書類が閲覧できるよう閲覧所を設置しています。

建設業者の施工実績、経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便等に供することが、この閲覧制度の目的です。

閲覧場所	県土整備部技術検査課（岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁7F）
閲覧時間	月曜日、水曜日、金曜日の9:00～12:00、13:00～17:00
閲覧可能な書類	建設業許可申請書、事業年度終了届出書、変更届出書など

○ 経営事項審査（建設業法第27条の23）

国・地方公共団体等から公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者は、経営事項審査（経営に関する客観的事項の審査）を必ず受けなければなりません。

経営事項審査制度の概要、申請手続等については、下記を参照して下さい。

【岐阜県公式ホームページ：経営事項審査の広場】

トップ > 社会基盤 > 県土・都市整備 > 建設業・入札制度関係 > 経営事項審査の広場
http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/index_8767.html

○ 建設業法に基づく監督処分（法第28条、第29条）

建設業者が不正行為等（法令違反、虚偽申請等）を行った場合、監督処分の対象となります。監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可取消処分の3種類があります。

○ 個人情報の取扱いについて

建設業許可申請等（変更等の届出を含む。）に係る個人情報の利用目的等については、資料5「個人情報の取扱いについて」をご確認下さい。